

台風時における生徒の登下校について

生徒の登校する以前に、名古屋地方気象台から尾張東部地方、一宮市、江南市、岩倉市、北名古屋市、大口町、扶桑町、豊山町に暴風警報が出されている場合

- 1 始業時刻2時間前までに警報が解除された場合は、平常どおり授業を行う。
- 2 始業時刻2時間前から午前11時までに警報が解除された場合は、解除後2時間を経て授業を始める。
- 3 午前11時以降警報が継続されている場合は、授業は行わない。

上記1、2の場合、道路の冠水、河川の増水等により登校が危険なときや、交通機関の途絶等により登校が困難なときは、登校しなくてもよい。

大きな地震が起きた場合の対応について

- 1 南海トラフ地震に関する情報（臨時）が発表された場合について
 - ・原則として授業などの教育活動は、継続する。
 - ・本情報が発表されたときは、地震への備えを再確認する。
- 2 大規模地震が発生した場合について
 - (1) 在宅時…まず身の安全を確保し、自宅待機する。
 - (2) 登下校時…まず身の安全を確保する。
 - ① 周囲の状況を十分に確認して、「落ちやすいもの」「倒れやすいもの」「移動しやすいもの」から離れてしゃがむ。
 - ② カバンなどで頭を守る。
 - ③ 揺れがおさまったら、学校・自宅・避難場所など、最寄りの安全な場所へ移動をする。
 - (3) 在校時…まず身の安全を確保する。その後学校の指示に従い対応する。
- 3 学校への連絡について

大規模地震発生後は必ず学校へ被災状況等を連絡する。その際は「きずなネット」を用いて連絡する。
- 4 大規模地震後の学校再開について

本校公式 HP や「きずなネット」によるメール配信で連絡する。ただし、交通機関・通信手段の途絶などにより安全に登校できない場合は、安全が確保できるまで登校しなくてもよい。

警戒レベル4以上または特別警報（以下特別警報等）の対応について

1 特別警報等が発表された場合

(1) 登校する以前に名古屋地方気象台から特別警報等が発表されている場合

- ア 登校しない。
- イ 特別警報等の解除後も、災害の状況及び気象・交通機関・通学路の状況（以下「災害の状況等」という）に関する情報収集に努め、安全に登校できると判断できるまでは登校しない。

(2) 登校後に名古屋地方気象台から特別警報等が発表された場合

- ア 学校は、即刻、授業を中止し、災害の状況等に関する情報収集並びに生徒の命及び安全を確保する最善の対応（校内待機、校外の避難場所への移動、保護者への引き渡し等）を迅速に行う。
- イ 校内に留め置かれた場合は、学校の指示に従って行動する。

2 上記(1),(2)の場合以外で、大雨等の異常気象によって生徒の安全確保に困難が予想される場合

- ア 学校は、学校周辺の災害の状況等を踏まえて判断し休業や授業の中止を決定する。
- イ 生徒が居住する地域の災害の状況等により、安全に登校できないと校長が認める場合は、生徒は自宅待機し、登校しない。

3 特別警報等発表時の対応の原則

“ただちに命を守る行動を取る！”

特別警報等はこれまでにない危険が迫っていることを知らせるものです。特別警報等が発表されたら、

- ・尋常でない大雨や津波等が予想されています。
- ・重大な災害が起こる可能性が非常に高まっています。
- ・直ちに身を守るために最善を尽くしてください。

4 補 足

- ・「特別警報等が発表されていない」は「災害が発生していない」ではありません。
- ・これまで通り注意報、警報、その他の気象情報を活用し、早めの行動を取ることが大切です。
- ・普段からの備え（避難場所、避難経路や安全な場所の確認）や情報収集をすることが大切です。